

令和 6 年 12 月 16 日

各 位

守山市長 森 中 高 史

令和 7 年度学校給食物資供給等入札参加資格審査申請書の提出について

令和 7 年度において、守山市が行う標記の件について参加を希望される方は、下記の要領により申請書等を提出してください。

記

1 対象業者

現在登録の無い新規で登録を希望する業者（昨年度登録された業者は、取引種目の変更を希望する場合を除き、申請の必要はありません。）

2 有効期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間

3 受付期間

令和 7 年 1 月 6 日（月）から令和 7 年 1 月 31 日（金）まで

4 受付方法

フォームへの入力または持参による。（原則入力フォームとし、郵送は不可）

※受付票の交付等はいませんので、ご了承ください。（フォームの場合は受付確認メールが送信されます。）

(1) 入力フォーム URL

<https://logoform.jp/form/hYti/700320>

(2) 持参の場合の提出先

〒524-8585 守山市吉身二丁目 5 番 22 号 守山市役所 3 階 契約検査課

※持参の場合の受付時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

5 申請書の配布期間

令和 6 年 12 月 16 日から守山市ホームページにてダウンロード

※窓口での配布は、令和 6 年 12 月 16 日（月）から令和 7 年 1 月 31 日（金）まで

※窓口での配布については、平日の午前8時30分から午後5時15分まで

6 提出書類

- | | | | |
|--|---|---|------------|
| (1) 営業規模概況調書（様式1） | } | <u>給食関係は</u>
<u>(1)～(3)を</u>
<u>(4)～(17)と共に</u>
<u>提出願います。</u> | |
| (2) 学校給食用物資の納入等に関する確約書（様式2） | | | |
| (3) 工場、店舗等所在地の保健所が発行する食品衛生監視票
（食肉、豆腐を扱う業者、冷凍・冷蔵食品全般を扱う業者） | | | |
| (4) 入札参加資格審査申請書＜物・様式1＞【持参の場合のみ】 | } | <u>詳細については、</u>
<u>守山市の提出書類</u>
<u>一覧表（物品供給等）</u>
<u>を参照して下さい。</u> | |
| (5) 営業概要表等 ＜物・様式2＞【持参の場合のみ】 | | | |
| (6) 委任状 ＜物・様式3＞【法人のみ】 | | | |
| (7) 希望取引種目表 ＜物・様式4＞【持参の場合のみ】 | | | |
| (8) 使用印鑑届 ＜物・様式5＞【持参の場合のみ】 | | | |
| (9) 登記事項証明書（写） 【法人のみ】 | | | |
| (10) 印鑑証明書（写） | | | |
| (11) 営業許可書（写）、プライバシーマーク等登録書（写） | | | |
| (12) 完納証明書（納税証明書）（写） | | | |
| (13) 守山市暴力団排除条例第6条の規定に基づく照会同意書 | | | |
| (14) 身元証明書（写） 【個人事業者の方のみ】 | | | |
| (15) 企業内人権問題研修会実施計画書 ＜物・様式7-1＞ | | | |
| (16) 企業内人権問題研修会実績報告書 ＜物・様式7-2＞ | | | |
| | | | < 物・様式6 > |
| | | | 【守山市内本店のみ】 |
| | | | 【守山市内本店のみ】 |

7 申請書を提出することができない者

- (1) 入札等に係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 経営状態が健全でなく、市税等を滞納している者
- (3) 営業を開始して、審査基準日（令和7年1月1日）の前日までに1事業年度（12か月）以上を経過していない者

8 資格

(1) 学校給食物資納入業者入札指名基準

ア 立地条件および営業状況

- (ア) 相当の資本をもち、相当額の販売をあげている業者
- (イ) 相当数の従業員および固定営業施設を有し、電話施設を有する業者
- (ウ) 迅速に納入し得る地域内に営業所を有し、食料品の製造、加工または販売を行っている業者
- (エ) 製造、加工および販売能力において、1日9,500食以上の使用量を充たしうる業者
- (オ) 指示する期日、時刻に指定場所へ迅速に納入し、かつ緊急需要に即応し得る機

動設備および能力を有する業者

イ 現品の納入について、次の事項を厳守する業者

(ア)「守山市学校給食物資規格」(別冊)を守り、規格に記載した品を納品すること。

(イ) 物資の納入は、必ず指定した日時を守ること。検収時間に間に合わないことが生じた場合必ず市に連絡を取ること。

また、物資納入業者は各校給食従事者の立会いの下で検収を受けること。

(ウ) 物資の納品に当たっては、必要事項を記入した納品書を添付すること。

(エ) 不適格品の場合には、速やかに返品・交換を行うこと。不適格品納入の場合、製造上の問題や改善点等を明記し、文書にて提出すること。市に著しく損害を与える、または学校給食に支障が生じた場合は、これに対する補償措置を講じること。

不適格品納入が度重なる場合には、警告書を通達する。警告書が度重なる場合には、物資納入の一時停止または登録契約の取消しを行う。

ウ 信用状況

(ア) 経営状況が良好で、確実な取引先を有し、学校給食に対して特に理解がある業者

(イ) 食品に関する法律および諸規定が厳守されている業者

エ 衛生状況

製造、加工および販売に係る工場、倉庫および店舗の施設設備等が食品衛生関係法令に規定する規準以上に整備され、食品に対する衛生管理が行き届き、従業員に対し健康管理が充分に行われている業者

オ 特例

(ア) 食肉関係については、食肉専門店舗または食肉販売に適した施設を有し、かつ、学校給食の緊急需要に応じられる業者とする。食肉専用車またはそれに準ずる車両で配送する。

(イ) 食肉のうち、牛および豚の生肉については、市内業者とする。

(ウ) 野菜については、地場産野菜を優先とする。

(2) 業者選定の手続き

ア 選定は、市が行う。

イ 選定方法は、書類審査、実地調査で行う。ただし、実地調査の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

(3) 登録

ア 登録時および指示した場合に食品取扱者の1か月以内の検便結果の写しを提出すること。

イ 登録時に製造・加工業者は保健所の食品衛生監視票の写しを提出すること。

ウ 登録の有効期間は、登録された日の直後に到来する4月1日から1年とする。

エ 登録業者であって、市に損害をあたえ、また、著しく学校給食の運営に支障を生じさせた場合、本市は物資納入の一時停止もしくは登録契約を取り消しすることができる。

8 その他

- (1) 申請について、本社（本店）が同じでの複数枚での申請や、委任先（営業所等）を別にしての一社による複数申請は認めない。
- (2) 受付について、提出方法は原則フォームへの入力とするが、持参の場合でも受け付ける。（契約検査課のカウンターで対面による資格審査を行うものではない。）また、受付期間後の受付は一切行わない。
- (3) 郵送については受け付けない。郵送で書類が到着した場合、書類を返戻の上、フォームへの入力を案内する。
- (4) 申請書類作成要領および記入例等を熟読のこと。なお、申請書類に不備または不足がある場合には受付を行わず書類一式を返戻することがある。また、受付後においても書類一式を返却し、受付を取り消すことがある。
- (5) 申請書の提出後、申請事項に変更が生じた場合は速やかに変更届（任意様式）を提出すること。変更せずに入札等に参加した場合は無効となる。ただし、取引種目の変更（取消しは除く。）は、受け付けない。

9 申請手続、内容等についてのお問い合わせ

守山市総務部契約検査課 TEL077(582)1147（直通）

守山市教育委員会事務局保健給食課 TEL077（582）1143（直通）